

重点的な取り組み

効果的に施策を進めていくために、以下の3点について優先的に取り組みます。

① 既存ストックの活用

- ・住宅の質の維持・向上を図る施策展開
- ・良質な住まいや暮らしを保つための意識や知識の向上に向けた普及・啓発

② マンションの適正管理

- ・適正なマンション管理の誘導
- ・マンションの質の向上に関する情報発信

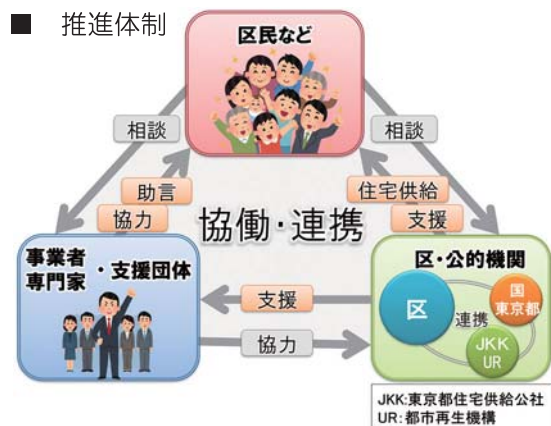
③ 居住支援の推進

- ・円滑な入居を支援するネットワークの構築
- ・住居確保後の居住安定のための支援の継続

推進体制

計画を実現するために、区民、事業者・専門家や支援団体、及び、区をはじめとした公的機関のそれぞれが役割を果たしながら連携していきます。

■ 推進体制

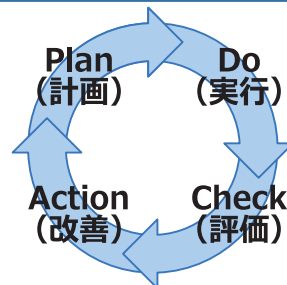


<各主体の役割>

- 区民など<居住の主役>
 - ・住まいへの意識向上、住環境の維持・改善
 - ・地域コミュニティへの積極的な参加
- 事業者・専門家・支援団体など<民間活力の主体>
 - ・区民の住まいの質の向上に貢献
- 区ならびに公的機関<公的支援の主体>
 - ・住まいに関する情報発信
 - ・各主体間の連携づくりのサポート
 - ・効果的な住宅施策を展開

計画の進行管理

PDCAサイクルによる進行管理を行います。
概ね5年ごとに行い、必要に応じ計画の見直しを検討します。



今日的な課題への対応

これまでに述べてきた枠組みに捉われない社会の動きにも対応していきます。

●地域共生社会の実現

- ・誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる住環境づくりの推進

●多文化共生社会の実現

- ・外国人などが自由に住まいを選択できるよう、地域の中で尊重し合う機運の醸成

●エリアマネジメントへの対応

- ・協働による地域活動の推進

●次世代住宅への対応

- ・次世代住宅の技術動向の情報収集・発信及び普及方策の検討

●多様化する住まい方への対応

- ・シェアハウスや民泊など多様化する住まい方に配慮しつつ、良好な居住環境を確保するための方策を検討

江戸川区

住宅マスタープラン 2019-2038

背景と目的

住宅マスタープランは、「住まい」に関する総合的かつ基本的な計画です。

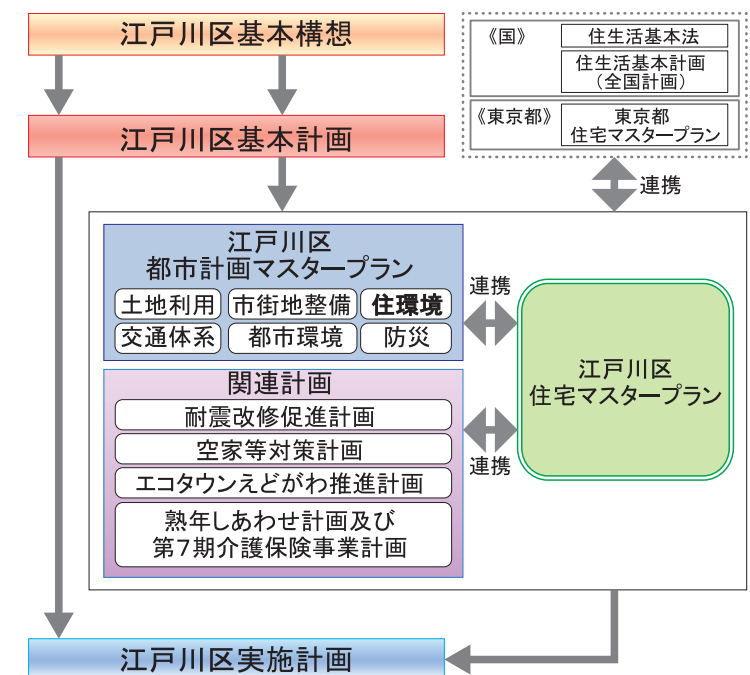
本区では、住宅マスタープランを平成11(1999)年に策定(平成17(2005)年に一部改定)し、住宅・住環境施策を展開してきました。

策定から約20年が経過し、少子高齢化や核家族化が進むなど世帯構成も変化しています。また、東日本大震災などの地震災害やゲリラ豪雨による被害などにより、区民の環境や防災への意識が高まっています。

さらに、「住生活基本計画(全国計画)」や「東京都住宅マスタープラン」の改定などにより、住宅・住環境施策を取り巻く状況も変化しています。

こうした状況の変化に的確に対応するとともに、国や東京都の動向と整合のとれた施策を展開するため、住宅マスタープランを改定しました。

■ 住宅マスタープランの位置づけ



計画の役割

大きく2つの役割があります。

住宅政策を総合的かつ計画的に推進する方針

幅広い分野にわたる多様な施策を総合的かつ計画的に推進するための方針

目標実現のための相互連携の指針

区民、事業者に加え、国・東京都や東京都住宅供給公社(JKK)、都市再生機構(UR)といった公的機関などとの協働・連携を図るための指針

計画の期間

概ね20年※

※社会条件や経済状況の変化により必要に応じて見直します。



基本理念

快適で安心な住環境を目指して
～共生・循環社会の住まいづくり～

住まいは、生活を支える基本的な場であり、地域は人々が生活する空間です。区民一人ひとりが住みなれた地域の中で、快適に安心して生活するために、地域の一員としてお互いのライフスタイルを認め合い、親しく心を交わし支え合いながら生活を送れるコミュニティが形成された地域社会の実現を目指します。

基本目標 1

住みなれたまちで
暮らし続けられる住まいづくり

多様化する居住ニーズに応じた住宅整備が行われることで、誰もがライフスタイルやライフステージに合った住まいを選択でき、住みなれたまちで暮らし続けられる魅力ある住まいづくりを目指します。

基本
方針 1

☆は、重点施策を示す。(P12 参照)

子育て世帯が
暮らしやすい住まいづくり

基本
方針 2

熟年者や障害者が
自立して暮らせる住まいづくり

基本
方針 3

住宅セーフティネットの
充実による居住の安定 ☆

基本目標 2

将来にわたって
快適に過ごせる住まいづくり

住宅に適切な維持管理や必要な改修などが行われることで、誰もが快適に長く住み継ぐことのできる、価値ある住まいづくりを目指します。

基本
方針 4

良好な住宅ストックの形成・
活用に向けた仕組みづくり ☆

基本
方針 5

マンションの適正な管理や
再生の仕組みづくり ☆

基本目標 3

環境にやさしく、
安全で安心な住まいづくり

住宅の環境性能・防災性能・防犯性能を向上させる取組みを支援することで、環境にやさしく、安全で安心な住まいづくりを目指します。

基本
方針 6

環境・エネルギーに
配慮した住まいづくり

基本
方針 7

安全で安心な住まいづくり

施策の方向性

☆は、重点施策を示す。(P12 参照)

- ① 子育て世帯が魅力を感じる住宅供給
- ② 子育て世帯の居住面積水準の向上
- ③ 近居・三世代同居の普及
- ④ 子育て環境の充実

- ① 熟年者や障害者などが暮らしやすい住宅ストックの形成
- ② 熟年者や障害者が住みなれた地域で暮らし続けることができる住環境づくり
- ③ 熟年世帯の住み替え支援
- ④ 高齢者向け賃貸住宅の供給

- ① 既存ストックを活用した住宅セーフティネットの構築☆
- ② 高齢者向け賃貸住宅の供給 **再掲**
- ③ 外国人との共生（居住支援）

- ① ライフステージに応じた良好な住宅ストックの形成☆
- ② 既存の住宅ストックの質の向上と有効活用☆
- ③ 既存住宅の流通市場の活性化
- ④ 空き家の適正管理
- ⑤ 住まいに関する意識・知識の向上☆

- ① マンションの適正な維持管理の支援☆
- ② 分譲マンションの耐震化
- ③ 高経年マンションの再生によるストックの更新
- ④ 良好なマンションストックの形成☆
- ⑤ 分譲マンションにおけるコミュニティの形成

- ① 環境性能の高い住宅ストックの形成
- ② 住宅における省エネ・再エネ・創エネ機能の充実
- ③ みどり豊かなまちなみ景観の形成

- ① 住宅の耐震性能の向上
- ② 災害時の住まいの安全性の向上
- ③ 市街地の防災性能の向上
- ④ 空き家の適正管理 **再掲**
- ⑤ 地域の防災力の向上
- ⑥ 住宅・住宅地の防犯性の向上

具体的施策のイメージ

※は、新しい考え方。

- 「東京都子育て支援住宅認定制度」の普及
- 「住宅等整備基準条例」*に基づく居住面積の誘導
- 同居・近居の支援制度の普及
- 子どもの健やかな成長支援の推進 など

- 「住まいの改造助成」制度の運用
- 「なごみの家」の設置・運営
- 関係機関と連携した住み替え支援
- 高齢者向け賃貸住宅と地域との連携促進※ など

- 住宅確保要配慮者に対する支援の仕組みの構築
- 高齢者向け賃貸住宅への家賃補助
- 外国人向けの住まいの確保に関する相談体制の充実※ など

- 良質な住宅ストックの認定制度の普及・啓発
- 「住宅リフォーム資金融資あっせん制度」の充実
- 中古住宅流通のための「建物状況調査（インスペクション）制度」の普及・啓発※
- 空き家情報の把握
- より良い住まい・暮らしなど住教育の普及・啓発※ など

- 管理組合への「マンションアドバイザー制度」の利用支援
- 耐震診断及び耐震改修の促進
- マンション再生に対する支援※
- マンションの性能に関する認定制度の普及・啓発
- 既存自治会への加入や自治会新設の誘導 など

- 住宅の環境性能に関する認定制度の普及・啓発
- 再生可能エネルギーなどの普及
- 「住宅等整備基準条例」*に基づく緑化の誘導 など

- 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震診断及び耐震改修などの促進
- 家具類の転倒防止の支援
- 地震に強いまちづくりの推進
- 空き家の適正管理の誘導
- 「住宅等整備基準条例」*に基づく防災施設の誘導
- 「東京防犯優良マンション・駐車場認定制度」の普及・活用促進 など

*:「住宅等整備事業における基準等に関する条例」



基本目標 1 住みなれたまちで暮らし続けられる住まいづくり

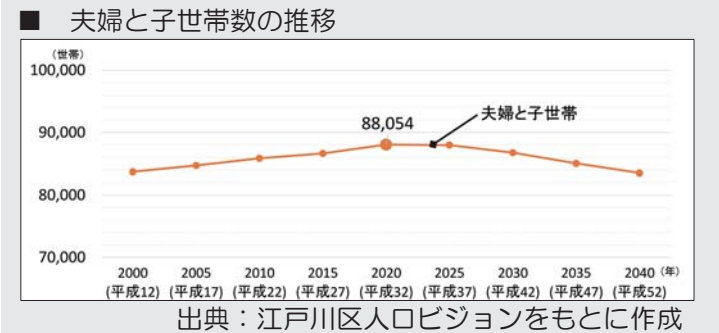
基本方針 1 子育て世帯が暮らしやすい住まいづくり

- 施策の方向性
- ① 子育て世帯が魅力を感じる住宅供給
 - ② 子育て世帯の居住面積水準の向上
 - ③ 近居・三世帯同居の普及
 - ④ 子育て環境の充実

現況と課題

【現況】

- ・将来人口は、平成 42 (2030) 年の 701,161 人をピークに、減少に転じると予測され、世帯数は、平成 47 (2035) 年の 329,424 世帯をピークに、減少に転じると予測されています。
- ・近年、「夫婦と子世帯」は微増傾向にあります。が、平成 32 (2020) 年をピークに、微減傾向に転ずると予測されます。
- ・35 歳未満の若い子育て世帯の約 79%が借家で子育てを行っています。また、子どもの年齢が 6 歳以上になると半数以上の世帯が 70 m²以上の広さの住宅に住んでいます。



【課題】

子育て世帯の定住促進

- ・都市の活力の維持や向上を図るためには、世帯の定着が重要であり、若い子育て世帯に対応した良質な賃貸住宅や子育てしやすい持ち家住宅など、子育て世帯のニーズに応じた住まいの充実が求められます。

具体的な施策

※() の数字は、施策の方向性に対応しています。

- 東京都と連携し、「子育て支援住宅認定制度」の内容や認定のメリットなどの情報発信 (①)
- 「住まいのガイド」を活用し、区の子育て環境の魅力などを情報発信 (①)
- 「住宅等整備基準条例」に基づく居住面積や子育て支援施設の誘導 (②、④)
- 「同居・近居の支援制度」の普及 (③)
- 空き家などの既存ストックを活用した子どもの居場所づくりの促進 (④)

計画の指標		
区内における「東京都子育て支援住宅」の認定戸数		
現況	目標	
43戸 (2017年度)	120戸 (2025年度)	160戸 (2030年度)

夫婦と18歳未満の子世帯における最低居住面積水準の達成率	
現況	目標
90% (2013年度)	未達成世帯はほぼ解消 都 (2025年度)

目標値の都は、都になった指標です。

基本目標 1 住みなれたまちで暮らし続けられる住まいづくり

基本方針 2 熟年者や障害者が自立して暮らせる住まいづくり

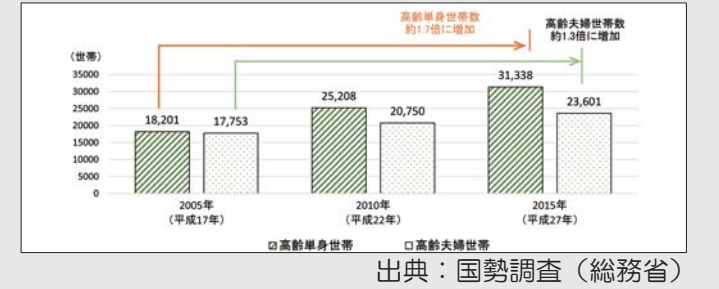
- 施策の方向性
- ① 熟年者や障害者などが暮らしやすい住宅ストックの形成
 - ② 熟年者や障害者が住みなれた地域で暮らし続けることができる住環境づくり
 - ③ 熟年世帯の住み替え支援
 - ④ 高齢者向け賃貸住宅*の供給
- *高齢者向け賃貸住宅とは、高齢者向け優良賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅を合わせた本区独自の呼称です。

現況と課題

【現況】

- ・老年人口は増加傾向にあり、平成 52 (2040) 年には、総人口の約 3 割が熟年者になることが見込まれます。
- ・平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年の 10 年間で、高齢単身世帯は約 1.7 倍に増加し、高齢夫婦世帯も約 1.3 倍に増加しています。
- ・障害者のグループホーム利用者数は、平成 29 (2017) 年度で 427 人の利用があり、毎年増加しています。

■ 高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数の推移



【課題】

熟年者や障害者などが暮らしやすい住まいの確保

- ・最期まで自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療が求められるなか、熟年者が健康でいきいきと暮らせるよう、バリアフリー化など熟年者に適した住まいの充実を図る必要があります。
- ・障害者の暮らしの場が、施設から地域に移行するなか、生活の基盤である住宅の確保が求められます。

具体的な施策

※() の数字は、施策の方向性に対応しています。
※ は、新しい考え方を示しています。

- 関連業界と連携して住宅相談会などの住まいに関する相談会を企画・開催 (①)
- 地域共生社会構築の拠点として「なごみの家」の設置・運営の促進 (②)
- 説明会などを通じた賃貸住宅オーナーの障害者への理解の促進や契約・保証人などの支援の検討 (②)
- 関係機関と連携した住み替え支援 (③)
- 高齢者向け賃貸住宅運営事業者や入居者と地域の町会や自治会との連携・交流の促進 (④)

計画の指標		
一定のバリアフリー化*を行っている熟年世帯の割合		
現況	目標	
38% (2013年度)	80% 都 (2025年度)	80% (2030年度)

障害者グループホームの利用者数	
現況	目標
427人 (2017年度)	476人 (2020年度)

目標値の都は、都になった指標です。

施策の方向性と具体的な施策

基本目標 1 住みなれたまちで暮らし続けられる住まいづくり

基本方針 3 住宅セーフティネットの充実による居住の安定

施策の方向性

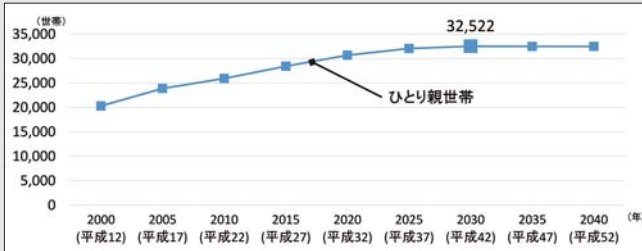
- ① 既存ストックを活用した住宅セーフティネットの構築
- ② 高齢者向け賃貸住宅の供給 再掲
- ③ 外国人との共生（居住支援）

現況と課題

【現況】

- ・熟年者の単身世帯やひとり親世帯、外国人などの増加により、住宅の確保が自力では困難な住宅確保要配慮者の増加が見込まれます。

■ ひとり親世帯数の推移



出典：江戸川区人口ビジョンをもとに作成

■ 区内の外国人人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

【課題】

- ・誰もが住まいを安心して確保できる仕組みづくり
- ・従来、セーフティネットとしての役割を果たしてきた公営住宅ストックには、戸数に一定の限りがあることから、民間賃貸住宅を有効に活用できる仕組みづくりが求められます。

具体的な施策

※（ ）の数字は、施策の方向性に対応しています。
※ は、新しい考え方を示しています。

- 住宅確保要配慮者に対して不動産関係団体や居住支援団体と連携した江戸川区居住支援協議会を適切に運営（①）
- 東京都住宅供給公社（JKK）と連携し、ひとり親住宅相談などの実施（①）
- 国や東京都の補助制度を普及し、高齢者向け賃貸住宅の整備を促進（②）
- 外国人を対象とした住まい方のルールなどに関する情報提供や相談体制の構築（③）
- 地域のイベントなどの機会を活用した、外国人の地域社会への参加と交流の促進（③）
- 外国人が住宅を借りやすくするため、関連業界と連携した賃貸住宅オーナーへの意識啓発（③）

計画の指標

高齢者向け賃貸住宅の供給戸数		
現況	目標	
409戸 (2017年度)	470戸 (2025年度)	500戸 (2030年度)

基本目標 2 将来にわたって快適に過ごせる住まいづくり

基本方針 4 良好な住宅ストックの形成・活用に向けた仕組みづくり

施策の方向性

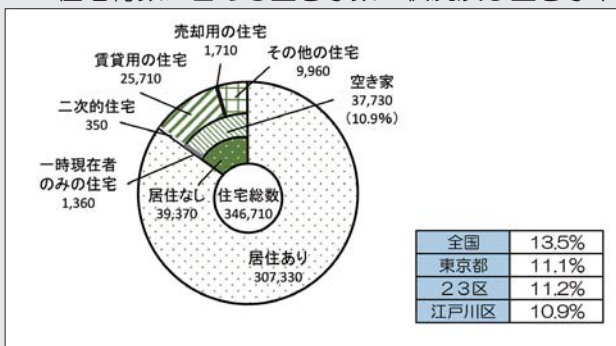
- ① ライフステージに応じた良好な住宅ストックの形成
- ② 既存の住宅ストックの質の向上と有効活用
- ③ 既存住宅の流通市場の活性化
- ④ 空き家の適正管理
- ⑤ 住まいに関する意識・知識の向上

現況と課題

【現況】

- ・持ち家のうち平成21（2009）年以降にリフォームを実施した住宅の割合は約25%となっており、23区平均よりもわずかに高くなっています。
- ・住宅総数に占める空き家は10.9%となっており、23区平均より低くなっています。このうち約7割以上を賃貸または売却用物件が占めていますが、その一方で特に用途のない“その他の住宅”が約1万戸（26.4%）存在しています。

■ 住宅総数に占める空き家数の状況及び空き家率



出典：平成25年住宅・土地統計調査（総務省）

【課題】

良好な住宅の維持、空き家への対応

- ・将来的な人口及び世帯数の減少を考慮すると、既存の住宅ストックの活用が重要であり、中古住宅やリフォーム市場の活性化が求められます。
- ・今後、空き家が増加することが予想され、空き家の未然防止のための情報の把握、適正な管理、有効活用の仕組みづくりなどが求められます。

具体的な施策

※（ ）の数字は、施策の方向性に対応しています。
※ は、新しい考え方を示しています。

- 地区計画や景観計画に基づく住環境形成の誘導や「優良建築物等整備事業」などによる市街地の環境改善や良好な住宅供給の促進（①）
- シックハウス症候群やヒートショックなどの住宅に関する健康被害への対応など、健康的な住まい方に関する情報発信（②）
- 中古住宅流通のための「建物状況調査（インスペクション）制度」の普及・啓発（③）
- 空き家所有者のほか不動産関係団体からも空き物件の情報を収集し、空き家活用へ結びつける仕組みを構築（④）
- より良い住まいや暮らしなど住教育の普及・啓発（⑤）

計画の指標

誘導居住面積水準の達成率		
現況	目標	
38% (2013年度)	50% (2025年度)	55% (2030年度)

基本方針 5 マンションの適正な管理や再生の仕組みづくり

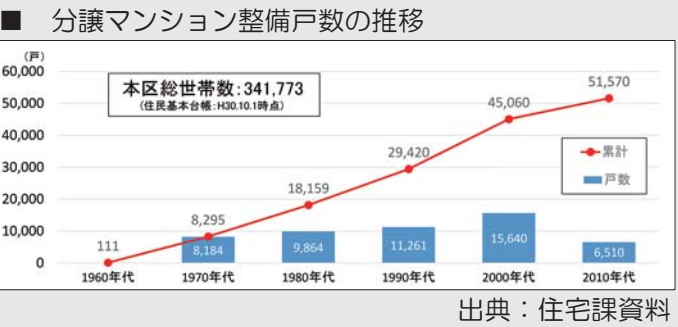
施策の方向性

- ① マンションの適正な維持管理の支援
- ② 分譲マンションの耐震化
- ③ 高経年マンションの再生によるストックの更新
- ④ 良好なマンションストックの形成
- ⑤ 分譲マンションにおけるコミュニティの形成

現況と課題

【現況】

- ・総世帯数に占める分譲マンションの戸数は約15%にのぼり、大きなストックとなっています。
- ・今後、マンションの高経年化と居住者の高齢化が同時に進行することで、管理不全状態となるマンションが増えるおそれがあります。
- ・マンションが長くあり続けることで、世代の入れ替わりが起こり、居住歴の短い人や長い人の混在化が進んでいます。



【課題】

分譲マンションへの対応

- ・築40年を超えるような高経年のマンションでは、耐震性の確保や修繕など適切な維持管理や建替えなどの具体化に対する支援などが求められます。
- ・熟年者が住み続けるために、あるいは防災への備えを充実させるためにも、マンションコミュニティの形成を図り、住民相互のつながりなど熟年者を地域で支える仕組みづくりが求められます。

具体的な施策

- ※()の数字は、施策の方向性に対応しています。
※は、新しい考え方を示しています。
- 「マンション通信」やセミナーの開催などによる管理に関する情報の普及・啓発 (①)
 - 「耐震アドバイザー派遣制度」、「住宅・建築物の耐震化助成制度」を継続して実施 (②)
 - 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づいて行われる建替えや除却の支援 (③)
 - 「東京都優良マンション」や「東京都LCP住宅」などの良質なマンションストックに関する認定制度の情報発信 (④)
 - 「マンション通信」などを通じて町会や自治会と交流することのメリットの情報を発信 (⑤)

計画の指標

管理組合向けセミナーへの参加組合数		
現況	目標	
42 組合 (2017 年度)	60 組合 (2025 年度)	70 組合 (2030 年度)

旧耐震分譲マンションの耐震化率	
現況	目標
40% (2017 年度)	耐震性が不十分な住宅を概ね解消 (都) (2025 年度)

目標値の〔都〕は、都にならった指標です。

基本方針 6 環境・エネルギーに配慮した住まいづくり

施策の方向性

- ① 環境性能の高い住宅ストックの形成
- ② 住宅における省エネ・再エネ・創エネ機能の充実
- ③ みどり豊かなまちなみ景観の形成

現況と課題

【現況】

- ・全体の温室効果ガス排出量は、年々減少する傾向にありますが、民生家庭部門は800千t-CO₂前後で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。
- ・平成26(2014)年度の民生家庭部門は756千t-CO₂で全体2,009千t-CO₂の約38%を占めています。



※温室効果ガス排出量は年度ごとの比較をしやすいように、電力について平成16(2004)年度の二酸化炭素排出係数に固定して算定。
出典：第2次エコタウンえどがわ推進計画

【課題】

環境問題への対応

- ・住宅における低炭素化の取組みを進めるために、断熱性の向上など省エネルギー性能を高めていくこととともに、再生可能エネルギーや省エネルギー設備・機器の普及を図ることが求められます。

具体的な施策

- ※()の数字は、施策の方向性に対応しています。
※は、新しい考え方を示しています。
- 「長期優良住宅」や「低炭素住宅」などの環境性能を認定する制度について、内容や認定のメリットなどを情報発信 (①)
 - 住宅の省エネルギー基準に関する制度の普及・啓発 (①)
 - LED照明機器や高効率空調などの省エネルギー機器や、省エネルギーを図るスマートハウスの普及の促進 (②)
 - 環境に配慮した住まい方や支援制度の情報発信 (②)
 - 区営住宅へのLED照明機器の導入促進 (②)
 - 「住宅等整備基準条例」や景観条例、及び地区計画などに基づく緑化の誘導 (③)
 - 保護樹の指定による古木・名木の保護 (③)

計画の指標

1世帯あたりのCO ₂ 排出量	
現況	目標
2.8 t (2014 年度)	1.6 t (2030 年度)

施策の方向性と具体的な施策

基本目標3 環境にやさしく、安全で安心な住まいづくり

基本方針

7

安全で安心な住まいづくり

- 施策の方向性
- ① 住宅の耐震性能の向上

② 災害時の住まいの安全性の向上

③ 市街地の防災性能の向上

④ 空き家の適正管理

再掲

⑤ 地域の防災力の向上

⑥ 住宅・住宅地の防犯性の向上

現況と課題

【現況】

・積極的な耐震化の推進により、平成 29 (2017) 年度の耐震化率は 95%となっています。

・本区は陸域面積の約 7 割が満潮位以下の“ゼロメートル地帯”にあり、大規模な高潮が発生するとほとんどの区域が浸水するおそれがあります。

・犯罪件数は年々減少していますが、住宅に関する犯罪（空き巣など）は一定数の存在が認められます。

■ 住宅の耐震化率の推移

年(度)	耐震化率 (%)
2009 (平成21)	85
2010 (平成22)	87
2011 (平成23)	88
2012 (平成24)	90
2013 (平成25)	91
2014 (平成26)	92
2015 (平成27)	93
2016 (平成28)	94
2017 (平成29)	95
2018 (平成30)	96
2019 (平成31)	97
2020 (平成32)	98

※平成30年以降は見込み

出典：住宅課資料

【課題】

災害への対応、防犯対策

・災害時の被害の軽減や拡大防止を図るため、市街地の整備・改善や、住宅の耐震化・不燃化の促進など防災性能の向上が求められます。

・防犯など平常時の安全・安心については、総合的な防犯対策を進めるとともに、地域ぐるみの防犯意識の向上などが求められます。

具体的な施策

※() の数字は、施策の方向性に対応しています。

●専門家派遣による耐震に関する相談・アドバイスの実施や耐震改修工事の助成制度など支援策の活用促進 (①)

●65 歳以上の熟年者のみの世帯に対し、家具の転倒防止器具を取付けるボランティアを派遣 (②)

●東京都「防災都市づくり推進計画」に基づき、建物の不燃化を促進 (③)

●空き家の現地調査や関係者への訪問調査などによる空き家の適正管理の助言・指導 (④)

●地域が自主的に行う防災訓練において、防火・救護などの技術的指導や講演を実施し、防災の知識・意識を向上 (⑤)

●「防犯だより」や「えどがわメールニュース」などによる防犯情報の発信 (⑥)

計画の指標

住宅の耐震化率

現況	目標
95% (2017 年度)	耐震性が不十分な住宅を概ね解消 都 (2025 年度)

目標値の

都

 は、都になった指標です。

基本方針	指標	現況値 (年度)	目標値 (年度)	
1 子育て世帯が暮らしやすい住まいづくり				
	① 区内における「東京都子育て支援住宅」の認定戸数	43戸 (2017)	120戸 (2025)	160戸 (2030)
	② 夫婦と18歳未満の子世帯における最低居住面積水準の達成率	90% (2013)	未達成世帯はほぼ解消 都 (2025)	
2 熟年者や障害者が自立して暮らせる住まいづくり				
	① 一定のバリアフリー化を行っている熟年世帯の割合	38% (2013)	80% 都 (2025)	80% (2030)
	② 共同住宅の共用部分におけるバリアフリー化率	19% (2013)	30% 都 (2025)	35% (2030)
	③ 高齢者向け賃貸住宅の供給戸数	409戸 (2017)	470戸 (2025)	500戸 (2030)
	④ なごみの家の設置箇所数	8箇所 (2018)	15箇所 (2025)	
	⑤ 障害者グループホームの利用者数	427人 (2017)	476人 (2020)	
3 住宅セーフティネットの充実による居住の安定				
	① 障害者グループホームの利用者数【再掲】	427人 (2017)	476人 (2020)	
	② 高齢者向け賃貸住宅の供給戸数【再掲】	409戸 (2017)	470戸 (2025)	500戸 (2030)
4 良好な住宅ストックの形成・活用に向けた仕組みづくり				
	① 最低居住面積水準の達成率	84% (2013)	未達成世帯はほぼ解消 国・都 (2025)	
	② 誘導居住面積水準の達成率	38% (2013)	50% (2025)	55% (2030)
	③ 新築住宅における長期優良住宅の認定割合	9% (2017)	20% 国・都 (2025)	27% (2030)
	④ 住宅リフォーム資金融資あっせん制度の利用者数	41人 (2017)	50人 (2025)	60人 (2030)
	⑤ 中古住宅の取得率	19% (2013)	26% (2025)	31% (2030)
	⑥ 空き家の公共的な活用件数	0件 (2017)	10件 (2025)	15件 (2030)
5 マンションの適正な管理や再生の仕組みづくり				
	① 管理組合向けセミナーへの参加組合数	42組合 (2017)	60組合 (2025)	70組合 (2030)
	② 旧耐震分譲マンションの耐震化率	40% (2017)	耐震性が不十分な住宅を概ね解消 都 (2025)	
	③ 区内における「東京都優良マンション」の認定件数	9件 (2017)	25件 (2025)	35件 (2030)
6 環境・エネルギーに配慮した住まいづくり				
	① 新築住宅における長期優良住宅の認定割合【再掲】	9% (2017)	20% 国・都 (2025)	27% (2030)
	② 1世帯あたりのCO ₂ 排出量	2.8t (2014)	1.6t (2030)	
	③ 一定の省エネルギー対策を講じた住宅割合	16% (2013)	30% (2025)	35% (2030)
7 安全で安心な住まいづくり				
	① 住宅の耐震化率	95% (2017)	耐震性が不十分な住宅を概ね解消 都 (2025)	
	② 家具類の転倒防止対策をしている区民の割合	50% (2014)	60% (2025)	64% (2030)
	③ 町会・自治会などが実施する防災訓練に参加したことがある区民の割合	21% (2014)	24% (2025)	26% (2030)
総合的な指標				
	① 永住意向	73% (2017)	上昇 (2025)	上昇 (2030)
	② 区への親近感や愛着度	86% (2017)	上昇 (2025)	上昇 (2030)

目標値の

国

 や

都

 は、国や都になった指標です。現況値は小数点以下を切り捨てて表記しています。

10

11